

日弁連総第19号  
2024年（令和6年）8月1日

法務大臣 小泉龍司 殿

日本弁護士連合会  
会長 渕上玲子

## 勧告書

当連合会は、申立人X申立てに係る人権救済申立事件（2019年度第23号人権救済申立事件）につき、貴殿に対し、以下のとおり勧告する。

### 第1 勧告の趣旨

法務省は、警察庁に対し提供している「子供対象・暴力的性犯罪」の出所者にかかる出所情報について、その適正使用を確認する体制、例えば、①出所情報の提供を行った者のうち、再犯防止措置対象者に登録される者の具体的な判断基準、②再犯防止措置対象者に対する再犯防止に向けた措置の実施方法や実施状況、③再犯防止措置対象者に登録された者について、その登録が解除されるために必要な期間や条件などの具体的な判断基準及び登録解除の有無等に関し、警察庁から法務省に対する報告を求める体制を直ちに構築するよう勧告する。

### 第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

日弁連総第19号  
2024年（令和6年）8月1日

警察庁長官 露木康浩 殿

日本弁護士連合会  
会長 渕上玲子

## 勧告書

当連合会は、申立人X申立てに係る人権救済申立事件（2019年度第23号人権救済申立事件）につき、貴殿に対し、以下のとおり勧告する。

### 第1 勧告の趣旨

警察庁は、令和5年7月7日付け「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）」に関し、少なくとも、①再犯防止措置対象者として登録する具体的な判断基準及び②再犯防止措置対象者の登録解除のために必要な期間や条件などの具体的な判断基準について通達を改正するなどして明らかにした上で、再犯防止措置対象者に対する再犯防止に向けた措置の実施にあたる都道府県警察に対し、同通達を遵守させ、適切に指揮監督するよう勧告する。

### 第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

日弁連総第19号  
2024年（令和6年）8月1日

埼玉県警察本部長 鈴木基之 殿

日本弁護士連合会  
会長 渕上玲子

## 勧告書

当連合会は、申立人X申立てに係る人権救済申立事件（2019年度第23号人権救済申立事件）につき、貴殿に対し、以下のとおり勧告する。

### 第1 勧告の趣旨

埼玉県警察は、警察庁作成の令和5年7月7日付け「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）」に基づく申立人の所在の確認及び面談の実施に当たっては、同通達に基づいて申立人の同意を得るとともに、申立人に対し、面談に応じなければ自宅に行くなどと、再犯防止措置対象者であることが家族に知られかねないことをほのめかして面談を要求するなどといった、同意に係る申立人の自己決定権を損なうような言動を行わないよう勧告する。

### 第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

性犯罪出所者による再犯防止に向けた措置の実施  
に対する人権救済申立事件

調査報告書

2024年7月19日  
日本弁護士連合会  
人権擁護委員会

事件名 性犯罪出所者による再犯防止に向けた措置の実施に対する人権救済申立事  
件（2019年度第23号）

受付日 2019年6月12日

申立人 X

相手方 法務省、警察庁及び埼玉県警察

## 第1 結論

法務大臣、警察庁長官及び埼玉県警察本部長に対して、それぞれ、以下のとおり、勧告をすることが相当である。

### 1 法務大臣に対して

法務省は、警察庁に対し提供している「子供対象・暴力的性犯罪」<sup>1</sup>の出所者にかかる出所情報について、その適正使用を確認する体制、例えば、①出所情報の提供を行った者のうち、再犯防止措置対象者に登録される者の具体的な判断基準、②再犯防止措置対象者に対する再犯防止に向けた措置の実施方法や実施状況、③再犯防止措置対象者に登録された者について、その登録が解除されるために必要な期間や条件などの具体的な判断基準及び登録解除の有無等に関し、警察庁から法務省に対する報告を求める体制を直ちに構築するよう勧告する。

### 2 警察庁長官に対して

警察庁は、令和5年7月7日付け「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）」に関し、少なくとも、①再犯防止措置対象者として登録する具体的な判断基準及び②再犯防止措置対象者の登録解除のために必要な期間や条件などの具体的な判断基準について通達を改正するなどして明らかにした上で、再犯防止措置対象者に対する再犯防止に向けた措置の実施にあたる都道府県警察に対し、同通達を遵守させ、適切に指揮監督するよう勧告する。

### 3 埼玉県警察本部長に対して

埼玉県警察は、警察庁作成の令和5年7月7日付け「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）」に基づく申立

---

<sup>1</sup> 本報告書では、本報告書公表時点での有効な通達である、警察庁の令和5年7月7日付け「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）」における用語に則して、「子供対象・暴力的性犯罪」との語を用いるが、同通達において、「子供対象・暴力的性犯罪」とは、本報告書末尾別表のいづれかに該当する罪であって、その被害者が16歳未満の者であるものと定義されている。

人の所在の確認及び面談の実施に当たっては、同通達に基づいて申立人の同意を得るとともに、申立人に対し、面談に応じなければ自宅に行くなどと、再犯防止措置対象者であることが家族に知られかねないことをほのめかして面談を要求するなどといった、同意に係る申立人の自己決定権を損なうような言動を行わないよう勧告する。

## 第2 申立ての趣旨及び理由

### 1 申立ての趣旨

- (1) 法務省が警察庁に対し、被害者が13歳未満の者である強制わいせつ等で服役した受刑者の出所情報（釈放予定日、入所日、帰住予定地等）を情報提供する制度はプライバシー権の侵害である。
- (2) 平成29年7月13日付け「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）」に基づく措置に基づき、埼玉県警察が、必要以上に申立人に対し電話連絡を行い、面談の要求や、面談をしないなら自宅に行く等の発言を行うことは、脅迫、強要に当たり人権を侵害する。

### 2 申立の理由

#### (1) 申立人の経歴等

申立人は、男性であり、過去に、強制わいせつの罪で有罪判決を受け、刑務所に入所した後、満期出所した。その後、申立人は、婚姻したが、妻は申立人の前科については知らない。

#### (2) 申立人が埼玉県警察から受けた行為について

申立人は、刑務所を出所してから1か月ほど経過した後、警察庁の通達に基づき、埼玉県警A警察署から電話連絡を受け、その後、埼玉県警A警察署において1か月に1回の面談を受けていた。

その後、申立人は、婚姻して転居したため、住所地を管轄する警察署が、埼玉県警A警察署から埼玉県警B警察署に変更となった。

そのような中、申立人は、埼玉県警B警察署の担当者から、警察庁の通達に基づく電話連絡を受けた際、以下のような、面談を強要する発言を受けた。

- ・「こちらも仕事でやってんだ。面談をしないなら永遠に終わらない」
- ・「早く終わらせたいなら面談をしろ」
- ・「電話も拒否したり、面談を拒み続けたりした場合は、妻が（前科を）知らない（かどうか）は関係なく、自宅に行くなどをし調査という形で行う」

かかる発言を受けてからも、申立人は、埼玉県警B警察署での面談は拒否し、同警察署の担当者からの電話連絡のみに応じている。

申立人は、同警察署の担当者からの電話連絡について、少なくとも2023年1月まで、2か月に1度の頻度で受けていたが、2024年6月時点では、警察庁の通達に基づく再犯防止措置対象者としての登録が解除された旨の告知は受けていない。

### (3) 申立人の健康状態について

申立人は、刑務所出所後2か月ほど経過した後から、埼玉県警察に常に監視されているといった不安等から不眠等の症状が発現し、医師から、精神性不眠症との診断を受けた。

## 第3 調査の経過

2019年 6月12日 申立て受付  
同年 7月23日 予備審査開始  
同年 12月17日 申立人への照会  
2020年 1月 7日 申立人からの回答受領  
同年 2月28日 申立人への照会  
同年 5月26日 申立人への照会を再送付  
同年 6月25日 申立人からの回答受領  
同年 10月14日 本調査開始  
2021年 1月28日 警察庁及び埼玉県警察本部への照会  
同年 6月22日 警察庁及び埼玉県警察本部からの回答受領  
同年 7月29日 第1回事件委員会  
同年 8月26日 第2回事件委員会  
同年 9月15日 法務省、警察庁及び埼玉県警察本部への照会  
同年 11月 6日 警察庁及び埼玉県警察本部からの回答受領  
同年 11月10日 法務省からの回答受領、第3回事件委員会  
同年 12月 9日 第4回事件委員会  
2022年 2月 1日 第5回事件委員会  
同年 3月 8日 再犯防止措置に関する専門家（大学教授）を招いた  
勉強会を開催  
同年 3月17日 第6回事件委員会  
同年 4月 8日 法務省への照会  
同年 4月28日 法務省からの回答受領、第7回事件委員会

同年 5月 19日 法務省への照会  
同年 6月 6日 法務省からの回答受領  
同年 6月 15日 第8回事件委員会  
同年 7月 22日 第9回事件委員会  
同年 8月 23日 第10回事件委員会  
同年 10月 6日 第11回事件委員会  
同年 11月 24日 第12回事件委員会  
同年 12月 23日 第13回事件委員会  
2023年 2月 8日 第14回事件委員会  
同年 3月 8日 第15回事件委員会  
同年 4月 10日 第16回事件委員会  
同年 5月 1日 第17回事件委員会  
同年 5月 18日 申立人及び警察庁への照会  
同年 5月 19日 申立人からの回答受領  
同年 6月 21日 警察庁からの回答受領  
同年 6月 22日 第18回事件委員会  
同年 8月 10日 第19回事件委員会  
同年 8月 24日 警察庁への照会  
同年 9月 25日 警察庁からの回答受領  
同年 10月 12日 第20回事件委員会  
同年 11月 8日 第21回事件委員会  
2024年 6月 4日 申立人への照会  
同日 申立人からの回答受領  
同年 7月 2日 第22回事件委員会

#### 第4 警察庁の通達の概要

##### 1 はじめに

本件で問題とされるのは、法務省による警察庁に対する「子供対象・暴力的性犯罪」の出所者にかかる出所情報の提供、警察庁の平成29年7月13日付け「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）」（本件申立時に有効であった通達。その後、後記第4の2(1)のとおり、複数回、通達が出し直されており、本報告書公表時点で有効な通達は令和5年7月7日付けの通達である。）及び埼玉県警察による申立人に対する電話連絡等の3点であり、以下、まず、警察庁の通達の概要を概観する。

## 2 通達の概要

### (1) 通達の実施経過

- ① 警察庁は、「子供対象・暴力的性犯罪」の出所者について2005年から、法務省から出所情報の提供を受けていたが、2016年、これらの者の再犯防止に向けた措置を、平成28年6月1日付け「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について」（以下「旧通達」という。）を発出することで実施運用してきた。
- ② その後、警察庁は、順次、平成29年7月13日付け「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）」（以下「平成29年通達」という。）、令和5年3月16日付け「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）」（以下「令和5年3月通達」という。）、令和5年7月7日付け「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）」（以下「本件通達」という。）を、それぞれ発した。
- ③ 各通達を発した理由につき、警察庁は、平成29年通達については刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行されたため、令和5年3月通達については平成29年通達の有効期間が満了を迎えるため、本件通達については刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が公布され、刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪が改正されたためであると説明している。

### (2) 通達の目的（本件通達「第1」参照）

本件通達によると、本件通達は、「子供対象・暴力的性犯罪」が、子供の心身に深刻な影響を与える、保護者や地域住民に大きな不安感を与えるものであるとともに、「子供対象・暴力的性犯罪」の前歴を有する者は再び「子供対象・暴力的性犯罪」を引き起こす危険性が高いことに鑑み、法務省から「子供対象・暴力的性犯罪」を犯して刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受け、これらの者が、出所後に再び「子供対象・暴力的性犯罪」を犯すことを防止し、又は「子供対象・暴力的性犯罪」その他の性的犯罪が発生した場合における迅速な対応を図るために必要な措置について定めることを目的としている。

### (3) 本件通達における「子供対象・暴力的性犯罪」の定義（本件通達「第2」参照）

本件通達において、「子供対象・暴力的性犯罪」とは、本報告書末尾別表のいずれかに該当する罪であって、その被害者が16歳未満の者であるものと

定義されている。

なお、本件通達の発出以前は、「子供対象・暴力的性犯罪」とは、それぞれの通達の別表のいずれかに該当する罪であって、その被害者が13歳未満の者であるものと定義されていた。今般、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）により、不同意性交等罪や不同意わいせつ罪として、16歳未満の者に対する罪が新設されたことから、通達における「子供対象・暴力的性犯罪」の定義（被害者の年齢）も前記のとおり変更されたものと解される。

(4) 本件通達における「再犯防止措置対象者」の定義（本件通達「第3」参照）

本件通達において、再犯防止措置対象者とは、「子供対象・暴力的性犯罪」により懲役又は禁錮の刑を執行された者のうち、後記(6)（本件通達「第5」）に定める再犯防止に向けた措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして、警察庁が登録する者をいう。

(5) 再犯防止に向けた措置の内容（本件通達「第4」参照）

① 再犯防止措置対象者の登録

警察庁は、法務省から「子供対象・暴力的性犯罪」を犯して刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受けた場合において、上記(4)（本件通達「第3」）に定める必要があると認めたときは、当該刑務所に収容されている者を再犯防止措置対象者として登録するとともに、出所後の帰住予定先等を管轄する警察本部長（警視総監又は道府県警察（方面）本部長をいう。）に対し、その旨を通知するものとする。

② 再犯防止措置担当課の指定

上記①の通知を受けた警察本部長は、再犯防止措置を担当する所属を本部再犯防止措置担当課に指定するものとする。

③ 再犯防止措置実施警察署の指定

上記①の通知を受けた警察本部長は、再犯防止措置対象者の出所後の帰住予定先を管轄する警察署を再犯防止措置実施警察署に指定するものとする。

④ 再犯防止措置実施担当官の指定

再犯防止措置実施警察署に指定された警察署の署長（以下「再犯防止措置実施警察署長」という。）は、原則として、警部以上の階級にある者から、再犯防止措置実施担当官を指定するものとする。

⑤ 再犯防止に向けた措置の実施体制再犯防止に向けた措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連携を保ち、実施するものとする。

ア 本部再犯防止措置担当課長

警察本部長が指定する本部再犯防止措置担当課長は、再犯防止措置対象者に関する情報を把握するほか、再犯防止に向けた措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再犯防止に向けた措置の実施について、再犯防止措置実施警察署長を指導する。

イ 再犯防止措置実施警察署長

再犯防止措置実施警察署長は、再犯防止措置対象者に関する情報の把握等のため所要の体制を確立するとともに、再犯防止に向けた措置を実施する上で関係を有する警察署長と連携し、再犯防止に向けた措置の実施に当たる。

ウ 再犯防止措置実施担当官

再犯防止措置実施担当官は、再犯防止措置実施警察署長の指揮を受け、再犯防止に向けた措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たる。

(6) 再犯防止に向けた措置の実施（本件通達「第5」参照）

① 所在の確認及び面談

ア 出所後の所在確認

再犯防止措置実施警察署長は、出所予定日が到来した場合（仮釈放者については、仮釈放期間が終了した場合又は保護観察付一部執行猶予者については、当該猶予期間が終了した場合）、速やかに、当該再犯防止措置対象者が帰住予定先（仮釈放者については、仮釈放期間終了時の住居、保護観察付一部執行猶予者については、当該猶予期間終了時の住居）に居住しているかどうかを確認するものとする。

イ 繙続的な所在確認

再犯防止措置実施警察署長は、上記アにより所在を確認した再犯防止措置対象者が継続して当該住居に居住しているかどうかについて、定期的に確認するものとする。

ウ 面談の実施

上記ア又はイの所在確認を行う際、必要に応じて、当該再犯防止措置対象者の同意を得た上で、同人と面談を行うものとする。

② 再犯防止措置対象者に係る情報の活用

警察本部長は、子供に対するつきまとい、声掛けその他犯罪の前兆とみられる事案についての情報の幅広い収集に努め、再犯防止措置対象者に係る情報を活用して、子供に対する犯罪の発生の未然防止に努めるとともに、「子供対象・暴力的性犯罪」その他の性的犯罪が発生した場合において

は、再犯防止措置担当部門と捜査担当部門との情報の共有等の緊密な連携に配意し、迅速な対応を図るものとする。

③ 再犯防止措置対象者が保護観察に付されている場合における措置

再犯防止措置対象者が仮釈放（更生保護法（平成19年法律第88号）

第40条の規定により保護観察に付される。）又は保護観察付一部執行猶予の状態にある場合には、同法第50条の規定により、保護観察所の長に届け出た住居（同法第39条第3項又は第78条の2第1項の規定により住居を特定された場合には当該住居）に居住することや、転居又は7日以上の旅行をするときは、あらかじめ保護観察所の長の許可を受けることが定められていることから、本部再犯防止措置担当課長は、当該再犯防止措置対象者の保護観察をつかさどる保護観察所との緊密な連絡に努めるものとする。

④ 再犯防止措置対象者が転居した場合等に係る措置

ア 再犯防止措置対象者が転居した場合における措置

上記①ア又はイの所在確認において、再犯防止措置対象者が転居したことが確認された場合であって、転居先が判明しているときは、再犯防止措置実施警察署長は、警察本部長に転居先を報告するものとする。この場合において、転居先が他の都道府県であるときは、報告を受けた警察本部長は、警察庁及び当該転居先都道府県の警察本部長に対し、その旨を通知するものとする。

報告を受けた警察本部長（転居先が他の都道府県である場合にあっては、当該転居先都道府県警察の本部長）は、転居先を管轄する警察署において継続して再犯防止に向けた措置が実施されるよう、上記(5)（本件通達「第4」）に定めるところに準じ、再犯防止措置実施警察署の指定等必要な措置を行うものとする。

イ 再犯防止措置対象者の所在が不明となった場合の措置

上記①ア又はイの所在確認において、再犯防止措置対象者がそれぞれの帰住予定先又は住居に居住していないことが確認された場合（居住しているか否かが不明である場合を含む。）にあっては、再犯防止措置実施警察署長は、警察本部長にその旨を報告するものとする。

報告を受けた警察本部長は、警察庁に対し、その旨を通知するものとし、当該通知を受けた警察庁は、警察本部長に対し、当該所在不明の再犯防止措置対象者に係る情報の収集を指示するものとする。

(7) 登録の解除について（本件通達「第6」参照）

警察庁は、再犯防止措置対象者が派出所後、性的犯罪により検挙されずに一定期間経過したときは、当該再犯防止措置対象者の登録を解除するものとする。ただし、警察本部長が再犯のおそれがあると判断して、あらかじめ登録の継続を求めた場合において、警察庁が相当と認めるときは、この限りではない。

警察庁は、再犯防止措置対象者の登録を解除したときは、警察本部長に対し、その旨を通知するものとする。

(8) 再犯防止に向けた措置実施上の留意事項について（本件通達「第7」参照）

① 再犯防止措置対象者の更生への配慮

再犯防止措置の実施に当たる者は、再犯防止に向けた措置の実施が再犯防止措置対象者の更生、社会復帰等にとって妨げとならないよう、厳に配慮しなければならない。

特に、再犯防止措置対象者が派出所であることについては、その事情を知らない再犯防止措置対象者の家族、親族、近隣住民、勤務先その他関係者に知られることのないよう、必要がない限りこれらの者への接触を避けるなどの配慮に努めなければならない。

② 関連情報の秘密の厳守

関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

(9) 都道府県警察間の連携等について（本件通達「第8」参照）

① 都道府県警察間の連携

再犯防止に向けた措置を実施する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属するときは、再犯防止措置実施警察署長は、本部再犯防止措置担当課長を経由して、当該他の都道府県警察の本部再犯防止措置担当課長を通じ当該関係を有する警察署の署長に協力を依頼するものとし、協力依頼を受けた都道府県警察は、誠実にこれに対応するものとする。

② 警察庁による調整

都道府県警察は、他の都道府県警察に対し協力を依頼するため必要があるときは、警察庁による調整を求めることができる。

(10) 関係機関・団体との連携について（本件通達「第9」参照）

再犯防止に向けた措置の実施に当たっては、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所その他関係機関・団体との連携に努めるものとする。

(11) 「子供対象・暴力的性犯罪」以外の犯罪を犯した者に係る措置の特例（本件通達「第10」参照）

警察本部長は、「子供対象・暴力的性犯罪」以外の犯罪を犯し、懲役又は禁

錮の刑を執行された者であって、当該犯罪の動機、手口その他の状況からみて、再犯防止措置対象者と同様の措置を講ずる必要性が高いと認めるものについて、上記(4)（本件通達「第3」）にかかわらず、警察庁に対し再犯防止措置対象者としての登録の必要があるものとして通知するものとする。

この場合において、通知を受けた警察庁は、当該通知に係る者を再犯防止措置対象者として登録する必要があると認めるときは、法務省に対しその者に係る出所情報の提供を求め、法務省から出所情報の提供を受けたときは、再犯防止措置対象者として登録するものとする。

## 第5 当連合会からの照会に対する相手方の回答の概要

### 1 警察庁の回答の概要

(1) 警察庁においては、「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）」に基づき、法務省から「子供対象・暴力的性犯罪」を犯して刑務所に収容されている者について、出所者の情報の提供を受けている。

提供を受けている具体的な情報は、釈放予定及び予定年月日、入所年月日、帰住予定地（仮釈放の場合は、仮釈放を許す旨の決定において定められた居住すべき住居）、収容中の特異動向その他参考事項である。

(2) 2016年から2022年までに、出所情報の提供を受けた件数については、複数回の提供を受けた者の重複を除き977件であった。各年の情報提供を受けた件数は以下のとおりである。

2016年（平成28年）	158件
2017年（平成29年）	136件
2018年（平成30年）	163件
2019年（令和元年）	132件
2020年（令和2年）	128件
2021年（令和3年）	126件
<u>2022年（令和4年）</u>	<u>134件</u>
合計	977件

また、上記の7年間に出所情報の提供を受けた者のうち、再犯防止措置対象者となった上で、「子供対象・暴力的性犯罪」で2022年12月末までに検挙されたものは219人（延べ人数ではなく実数）である。

なお、年単位の統計を回答することは、個人の特定に繋がるおそれがあるため、制度が開始されてからの合計数を回答している。

- (3) 出所情報の提供を受けた者については、原則として当該者の住居を訪問することにより所在確認を実施することとしているが、所在確認における具体的な訪問方法については、それぞれの状況によって異なると考えられるので、一概に回答することは困難である。
- (4) 面談を行った件数については把握していない。
- (5) 面談を行う必要性が認められるか否かの基準や再犯防止措置対象者の登録を解除する場合に必要な「一定期間」の経過の判断基準については、再犯防止措置制度の運用に支障があるため回答を差し控える。
- (6) 措置に対し不服がある者については、都道府県警察の職務執行について苦情がある者として、都道府県公安委員会又は都道府県警察に対して苦情を申し出ることができる（警察法第79条）。再犯防止措置制度にかかる苦情の申出の件数、内容等は把握していない。
- (7) 再犯防止措置制度の運用については、都道府県警察の長に対し通達を示すなどしている。通達の運用に関しては、都道府県公安委員会の管理の下、適正に行われているものと承知している。
- (8) 申立人に対する措置の経過を記録している書面等の有無及び内容等については、再犯防止措置制度の運用に支障があるため回答を差し控える。

## 2 法務省による回答の概要

- (1) 警察庁に対し受刑者の釈放等に関する情報を提供している事実はある。
- (2) 情報提供する内容は、釈放予定及び予定年月日、入所年月日、帰住予定地（仮釈放の場合は、仮釈放を許す旨の決定において定められた居住すべき住居）、収容中の特異動向その他参考事項である。
- (3) 出所情報の提供に関しては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項第3号（現在は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第69条第2項第3号）に基づき行っている。
- (4) 以下については、いずれも法務省としては把握していない。
  - ① 制度が開始された2005年以降に提供した件数
  - ② 出所情報の提供を行った者に対する警察による所在確認の方法
  - ③ 出所情報の提供を行った者に対する警察による面談件数
  - ④ 面談を行う必要性があるか否かの警察による判断基準
  - ⑤ 再犯防止措置対象者が出所後、当該対象者としての登録を解除するまでの「一定期間」に関する警察による判断基準
  - ⑥ 警察による所在確認等の措置に対し不服がある者が不服を申し立てることができる制度の有無及び内容

- (5) 出所情報を提供した者と出所情報を提供していない者について再犯の有無に違いがあるかの調査は、行っていない。

### 3 埼玉県警察本部に対する照会と回答の概要

(1) 当連合会は、埼玉県警察本部に対し、申立人の経歴や申立人が埼玉県警察から受けたとする行為の有無などについて書面照会を行ったが、同県警察本部は、埼玉県個人情報保護条例に基づき、回答を差し控える旨回答した。

(2) このため、当連合会は、埼玉県警察本部に対し、同条例では、「本人の同意があるとき」には「保有個人情報を…提供することができる」と規定されており、当連合会は、申立人から、申立人の個人情報（要配慮個人情報を含む。）につき、必要な範囲で相手方に照会を行って回答を取得することについて同意を得ていること、また、人権救済申立事件の調査は、申立人からの申立てを受けて行うものであり、相手方からの照会回答を得て調査が進むことは、同条例の規定にある「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に該当し、「保有個人情報を…提供することができる」ものであることなどを説明の上、当連合会による客観的かつ中立な判断のためにも上記(1)の書面照会に回答していただきたい旨の再度の照会を行った。

加えて、この再度の照会において、当連合会は、埼玉県警察における本件通達に基づく措置の実施状況一般について、面談による調査に協力することも求めた。

(3) しかしながら、埼玉県警察本部は、本件で申立人が主張する事実関係の有無については、埼玉県個人情報保護条例に基づき、回答を差し控える旨再度回答し、また、本件通達に基づく措置を実施しているものの、その実施状況については、通達の運用に支障があるため、回答ができないので面談は控える旨回答し、当連合会の照会や調査の協力要請に応じることはなかった。

## 第6 当連合会の判断

前記「第2 申立ての趣旨及び理由」、「第4 警察庁の通達の概要」及び「第5 当連合会からの照会に対する相手方の回答の概要」等を踏まえ、以下のとおり判断する。

### 1 申立ての趣旨(1)について（法務省に関する部分）

#### (1) 法務省における出所情報提供の適法性について

本件通達は、法務省が警察庁に対して、「子供対象・暴力的性犯罪」を犯して刑務所に収容されている者、すなわち再犯防止措置対象者となりうる者に関する出所情報を提供することを前提とする。この出所情報の提供は、プラ

イバシーに関わる情報、とりわけ何人にも知られたくない情報の1つである「子供対象・暴力的性犯罪」を犯して刑務所に収容されているという要配慮個人情報（個人情報保護法第2条第3項）を提供するものであるため、かかる提供行為自体がプライバシー権（憲法第13条）を侵害する可能性があり、また「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。」とする自由権規約第17条第1項に反する可能性がある。そこで、まず、法務省による出所情報の提供の制度自体の人権侵害性を検討することとする。

## (2) 法務省による警察庁に対する出所情報の提供の目的について

- ① 前記第5の2(3)のとおり、法務省によれば、出所情報の提供に関しては、個人情報保護法第69条第2項第3号（旧行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項第3号）にある「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」の規定に基づき行っているとのことである。
- ② また、前記第4の2(2)のとおり、本件通達の目的は、「子供対象・暴力的性犯罪」が、子供の心身に深刻な影響を与え、保護者や地域住民に大きな不安感を与えるものであるとともに、「子供対象・暴力的性犯罪」の前歴を有する者は再び「子供対象・暴力的性犯罪」を引き起こす危険性が高いことに鑑み、法務省から出所情報の提供を受け、これらの者が、出所後に再び「子供対象・暴力的性犯罪」を犯すことを防止し、又は「子供対象・暴力的性犯罪」その他の性的犯罪が発生した場合における迅速な対応を図ることにあるとされている（本件通達「第1」参照）。法務省が警察庁に対して出所情報を提供する目的も、これと同様と解される。
- ③ 「子供対象・暴力的性犯罪」が「子供の心身に深刻な影響を与える（る）」との点については、社会通念上首肯しうるところであり、また、「子供対象・暴力的性犯罪」の前歴を有する者について一定程度の再犯率が認められること<sup>2</sup>からすれば、「子供対象・暴力的性犯罪」により「子供の心身に深刻

---

<sup>2</sup> 例えば、警察庁やその附属機関の科学警察研究所が行った調査によれば、2014年中に検挙した子どもを対象とした性犯罪（強制性交、強制わいせつ、強盗強制性交、わいせつ目的略取

な影響を与える（る）」ことを防止する目的で出所情報を提供することについては、目的としての正当性が認められるものと評価できる。

### （3）法務省による警察庁に対する出所情報の提供の手段について

#### ① 法務省による出所情報提供後の対応について

ア 前記第5の2(4)のとおり、法務省によれば、以下について、いずれも把握していないとのことである。

- (ア) 制度が開始された2005年以降に提供した件数
- (イ) 出所情報の提供を行った者に対する警察による所在確認の方法
- (ウ) 出所情報の提供を行った者に対する警察による面談件数
- (エ) 面談を行う必要性があるか否かの警察による判断基準
- (オ) 再犯防止措置対象者が出所後、当該対象者としての登録を解除するまでの「一定期間」に関する警察による判断基準
- (カ) 警察による所在確認等の措置に対し不服がある者が不服を申し立てることができる制度の有無及び内容

イ 前記第5の1(1)又は前記第5の2(2)のとおり、法務省が警察庁に提供している情報は、「釈放予定及び予定年月日、入所年月日、帰住予定地（仮釈放の場合は、仮釈放を許す旨の決定において定められた居住すべき住居）、収容中の特異動向その他参考事項」であるところ、その情報提供においては、対象者が「子供対象・暴力的性犯罪」を犯した者であるということが前提とされている。

ウ このように、法務省が警察庁に提供する情報は、プライバシー性が極めて高い要配慮個人情報であり、その取扱いには慎重な配慮が求められる。そして、個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき保有個人情報を提供する場合において、「必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。」と定められているところ（同法第70条）、提供される保有個人情報が要配慮個人情報である場合には、その保護の重要性に

---

・誘拐)の被疑者466人のうち、15.9%に当たる74人は、それ以前にも同種の性犯罪を犯していることが明らかとなっており、また、1982年から1997年にかけて検挙した子どもを対象とした強制性交事件の被疑者で追跡が可能な506人のうち、9.3%に当たる47人は、2014年6月末までに再び子どもを対象とした強制性交事件や強制わいせつ事件を犯していることが明らかとなっている。

鑑み、「必要な措置」を求める必要があるというべきである。また、要配慮個人情報を提供する者が提供を受ける者に対して「必要な措置」を求める場合には、提供を受ける者が同措置を講じているかを確認できなければ意味がない以上、提供する者において定期又は不定期に同措置の実行状況を確認する必要があるというべきである。

したがって、法務省は、警察庁に提供する個人情報が利用目的に従つて厳格かつ適正に管理・利用され、一定期間経過したときには再犯防止措置対象者登録を解除し、当該対象者の個人情報を廃棄しているかなどについて確認する必要がある。そして、適正な管理・利用・廃棄が認められないであれば、同法第69条第2項第3号に規定する「当該個人情報を利用することについて相当の理由」の要件を満たさない。

エ しかるに、前記アのとおり、法務省は、出所情報提供後、警察庁において同情報が適正に利用されているのかを全く把握しておらず、確認を怠っている。

したがって、法務省による警察庁に対する出所情報の提供は、個人情報保護法第69条第2項第3号に規定する「法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由のあるとき」との要件を満たさない。

オ この点、2005年2月23日の衆議院法務委員会での審議において、法務省による出所情報の提供についての「情報を出した、その出した情報がどう使われるか、全然法務省は考えていないんだね。出しち放し、後は警察にお任せ、こんなんでいいのかなと私は思うんです。それがまさに縦割りの話であって、必要だから出した、出した後は警察庁、どんなふうに使うか一切法務省は関知しないというんじゃ、僕はちょっと無責任過ぎるんじゃないかというふうに思うし。警察は、法務省からどこに情報が行くのか、その情報が現場の警官におりるまでどんな経路をたどっていくのか、この辺はいかがですか」との質問に対し、政府参考人である警察庁長官官房審議官から、「その点も含めて、どういう仕組みにするかということを部内で検討中でございます」との回答がなされており、また、「これからも法務省と警察庁は連絡をとってやるんでしょうねけれども、出しち放しにならないように、その情報がしっかり管理されるように、細かいところまで打ち合わせをしていただきたいなというふうに思いますが、大臣、いかがでしょう」との質問に対し、法務大臣

は、「先生の御心配は全くそのとおりでございます。警察にも守秘義務がございますので、そこら辺を尊重しながら、我々としては慎重にその問題は取り扱いたいというふうに思っております」などと回答している。

しかしながら、そのような指摘を受けてもなお現在に至るまで、前記アのとおり、法務省は、出所情報の提供後、警察庁において同情報が適正に利用されているのかを全く把握していないのである。

- ② 現在の出所情報提供は目的達成のための必要最小限度の手段であるとは認められないこと

ア 出所情報の提供により、「子供対象・暴力的性犯罪」の前科を有する者のプライバシー権が侵害されうることからすれば、目的達成のための手段は必要最小限度である必要がある。

しかしながら、前記①のとおり、法務省の警察庁に対する出所情報の提供は個人情報保護法の要件を満たしておらず、かかる出所情報提供が続けば、出所情報がいつまでも警察庁や各警察署に残存するおそれがあり、目的達成の手段としての必要最小限度性は認められない。

イ また、本件通達によれば、警察庁は、再犯防止措置対象者が出所後、性的犯罪により再検挙されずに一定期間経過したときは、当該再犯防止措置対象者の登録を解除するものとされているもの（前記第4の2(7)参照）、そもそも再犯防止措置対象者として登録する具体的な判断基準が明らかにされておらず、再犯防止措置対象者の登録解除のために必要な期間や条件などの具体的な判断基準も不明確である。

そのため、再犯防止措置対象者は、登録が解除されるまでの期間や条件などの具体的な判断基準も分からぬまま、再犯防止担当官による所在確認や面談を受け続けている状態にある。現に申立人は、刑務所を出した後、5年以上経過した2023年の時点でも、2か月に1度の頻度で警察署からの電話連絡を受けており（前記第2の2(2)参照）、再犯防止措置対象者としての登録の解除はされていない。

ウ この点、2023年9月12日付けて「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」報告書が提出されたところ、同報告書の8頁から9頁においては「確認の対象とする性犯罪歴等の範囲」として「性犯罪前科」でかつ「厳格な手続に基づき、その正確性が担保されている裁判所による事実認定を経た前科」に限定すべきとの記載がなされており、また、「対象とする性犯罪前科の期間」として、「本件確認の仕組みにおける性犯罪前科の確認について、上記のように、事

業者が子どもの安全を確保するための措置を講ずる際の考慮要素として位置付ける場合、それは、性犯罪により刑に処せられたことを欠格事由とし、それを事業者が確認するための制度ではないから、刑法34条の2が直接適用されることとはならない。しかし、確認の結果に基づき、対象業務に従事させられないなど事実上の就業制限を受ける可能性は否定し難いことから、禁錮以上の刑については刑の執行終了等から十年間、罰金以下の刑については刑の執行終了等から五年間再犯をせずに経過すれば他の者と同様に扱われることとすることによって更生の意欲を助長するという刑法34条の2の趣旨も踏まえつつ、子どもの安全を確保するための必要性と合理性が認められる年数を検討し、対象とする性犯罪前科の期間に一定の上限を設ける必要がある」との記載がなされ、対象とする性犯罪前科の期間に上限を設けるべきとしている。

その結果、第213回国会（2024年通常国会）において成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「日本版DBS法」という。）の第2条第8項においては、「特定性犯罪事実該当者」について、その期間の長短の当否は別として、対象とする性犯罪前科の期間に一定の上限が設けられた。

エ また、上記報告書の13頁には「(4) 適正な情報管理の確保」として「上記の仕組みによって、対象事業者が高度のプライバシー情報である前科に関する情報に接することがあり得ることとなるため、当該情報の安全管理のために必要かつ適切な管理体制や管理方法等について規律を設けるべきである。また、具体的な取扱いについてガイドラインを設けるなどして、これを事業者に周知することが適当である。併せて、前科に関する情報が漏えいするがないよう、漏えいを禁止する規定や漏えいした場合の罰則規定を設けるべきである」との記載がなされており、前科に関する情報が高度のプライバシー情報であることを前提に、当該情報の安全管理のために必要かつ適切な管理体制や管理方法等についての規律を設けるべきとしている。

その結果、日本版DBS法においても、第29条において、内閣総理大臣による認定事業者等に対する報告徴収及び立入検査の権限を規定し、第30条において、内閣総理大臣による認定事業者等に対する適合命令及び是正命令の制度を設け、さらに第45条第2項においては、情報漏示等に対し1年以下の拘禁刑等の刑罰を科す等定めているところ

である。

オ このように、有識者会議の報告書や日本版D B S法においても、前科情報が高度のプライバシー情報であることを前提に、対象とする性犯罪前科の期間に上限を設けるべきであるとともに、当該情報の安全管理のために必要かつ適切な管理体制や管理方法等について規律を設けるべきとしている。

しかしながら、法務省から出所情報の提供を受けて実施されている本件通達では、そもそも再犯防止措置対象者として登録する具体的な判断基準が明らかにされておらず、再犯防止措置対象者の登録解除のために必要な期間や条件などの具体的な判断基準も不明確である。また、法務省において、これらの具体的な判断基準、再犯防止措置対象者に対する再犯防止に向けた措置の実施方法や実施状況、再犯防止措置対象者の登録解除の有無に関し、警察庁から法務省に対する報告を求めるといった、警察庁に提供した出所情報の適正使用を確認する体制が構築されていない。

したがって、本件通達の前提となる法務省による警察庁に対する出所情報の提供については、手段の必要最小限度性が満たされていない。

### (3) 小括

以上のとおり、現時点における法務省による警察庁に対する出所情報の提供は、手段の必要最小限度性からしても相当とは言い難く、また、前科情報が高度なプライバシー情報であることに鑑みれば、出所情報について、直ちに、その適正使用を確認する体制を構築しなければならず、かかる体制構築が困難な限り、法務省による出所情報の提供は、出所者のプライバシー権（憲法第13条）を侵害し、自由権規約第17条第1項にも反するものである。

### (4) 過去の当連合会における対応

法務省による性犯罪前科情報の大坂府への提供行為に関し、当連合会は2012年10月11日付で「法務省による性犯罪前科情報の大坂府への提供に関する会長声明」を公表し、「提供される前科情報のプライバシー情報が漏えい・流出のおそれがあること及び前述のとおり違法な保安処分に発展しかねないことを考えると、本条例の届出義務の運用を補完するために行われる前科情報の提供を容認することはできない」として、同行為に強く反対しているが、本件における法務省による警察庁に対する出所情報の提供についても、上記会長声明の趣旨が妥当する。

(5) 「1 申立ての趣旨(1)について（法務省に関する部分）」のまとめ

よって、法務省に対しては、「子供対象・暴力的性犯罪」の出所者にかかる出所情報について、その適正使用を確認する体制、例えば、①出所情報の提供を行った者のうち、再犯防止措置対象者に登録される者の具体的な判断基準、②再犯防止措置対象者に対する再犯防止に向けた措置の実施方法や実施状況、③再犯防止措置対象者に登録された者について、その登録が解除されるために必要な期間や条件などの具体的な判断基準及び登録解除の有無等に關し、警察庁から法務省に対する報告を求める体制を直ちに構築するよう勧告する。

2 申立ての趣旨(2)について（警察庁に関する部分）

(1) 本件通達は、法務省が警察庁に対し、出所情報を提供することが前提とされているところ、前記1(3)②イのとおり、同通達においては、そもそも再犯防止措置対象者として登録する具体的な判断基準が明らかにされておらず、再犯防止措置対象者の登録解除のために必要な期間や条件などの具体的な判断基準も不明確であるなど、対象者のプライバシー権を不当に侵害しているおそれがある。

(2) また、後記3のとおり、埼玉県警B警察署の担当者は、申立人に対し、面談に応じなければ自宅に行くなどと、再犯防止措置対象者であることが家族に知られかねないことをほのめかして面談を要求するなどといった言動を行っている事実が認められる。本件通達によっても、面談には再犯防止措置対象者の同意を必要とし（前記第4の2(6)①ウ）、「特に、再犯防止措置対象者が出所者であることについては、その事情を知らない再犯防止措置対象者の家族、親族、近隣住民、勤務先その他関係者に知られることのないよう、必要がない限りこれらの者への接触を避けるなどの配慮に努めなければならない」（前記第4の2(8)①）と定められているところ、上記担当者の発言内容はこれらに抵触するものであり、本件通達を遵守したものとは認められない。

(3) よって、警察庁に対しては、本件通達に関し、少なくとも、①再犯防止措置対象者として登録する具体的な判断基準及び②再犯防止措置対象者の登録解除のために必要な期間や条件などの具体的な判断基準について通達を改正するなどして明らかにした上で、再犯防止措置対象者に対する再犯防止に向けた措置の実施にあたる都道府県警察に対し、同通達を遵守させ、適切に指揮監督するよう勧告する。

3 申立ての趣旨(2)について（埼玉県警察本部に関する部分）

(1) 前記第2の2(2)のとおり、申立人は、警察庁の通達に基づく措置として、

埼玉県警B警察署の担当者から、以下のような、面談を強要する発言を受けたことである。

- ・「こちらも仕事でやってんだ。面談をしないなら永遠に終わらない」
- ・「早く終わらせたいなら面談をしろ」
- ・「電話も拒否したり、面談を拒み続けたりした場合は、妻が（前科を）知らない（かどうか）は関係なく、自宅に行くなどをし調査という形で行う」

(2) この点、前記第5の3のとおり、かかる発言の有無などについて、当連合会から埼玉県警察本部長宛てに2度にわたる照会を行い、同照会に回答することは埼玉県個人情報保護条例に反するものではない旨説明するなどして回答を求めたにもかかわらず、埼玉県警察本部からは、いずれの照会に対しても、埼玉県個人情報保護条例に基づき、回答を差し控える旨の回答があつたのみで、本件で申立人が主張する事実の有無に関する回答はなされなかつた。

前記(1)の申立人の申出内容は、一定程度具体的であり、また、申立人の申出内容に対し、埼玉県警察本部から反論がなされていない状況からすれば、埼玉県警B警察署の担当者からの上記発言は存したものと認定せざるを得ない。

(3) そして、本件通達によつても、面談には再犯防止措置対象者の同意を必要とし（前記第4の2(6)①ウ）、「特に、再犯防止措置対象者が派出所者であることについては、その事情を知らない再犯防止措置対象者の家族、親族、近隣住民、勤務先その他関係者に知られることのないよう、必要がない限りこれらの者への接触を避けるなどの配慮に努めなければならない」（前記第4の2(8)①）と定められているところ、上記担当者の発言内容はこれらに抵触し、一定の私的事項について、公権力による干渉を受けずに自ら決定することを保障されるという申立人の自己決定権（憲法第13条）を侵害するものである。

(4) よつて、埼玉県警察に対しては、本件通達に基づく申立人の所在の確認及び面談の実施に当たつては、同通達に基づいて申立人の同意を得るとともに、申立人に対し、面談に応じなければ自宅に行くなどと、再犯防止措置対象者であることが家族に知られかねないことをほのめかして面談を要求するなどといった、同意に係る申立人の自己決定権を損なうような言動を行わないよう勧告する。

以上

別表

罪名	法条
不同意わいせつ	刑法第176条
不同意わいせつ未遂	刑法第180条
不同意わいせつ致死、同致傷	刑法第181条第1項
不同意性交等	刑法第177条
不同意性交等未遂	刑法第180条
不同意性交等致死、同致傷	刑法第181条第2項
監護者わいせつ	刑法第179条第1項
監護者わいせつ未遂	刑法第180条
監護者わいせつ致死、同致傷	刑法第181条第1項
監護者性交等	刑法第179条第2項
監護者性交等未遂	刑法第180条
監護者性交等致死、同致傷	刑法第181条第2項
わいせつ目的略取、同誘拐	刑法第225条
わいせつ目的略取未遂、同誘拐未遂	刑法第228条
強盗・不同意性交等	刑法第241条第1項
強盗・不同意性交等致死	刑法第241条第3項
強盗・不同意性交等致死未遂	刑法第243条
強制わいせつ	令和5年改正法による改正前の刑法第176条
強制わいせつ未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
強制わいせつ致死、同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第1項
強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第177条
強制性交等未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
強制性交等致死、同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第2項
準強制わいせつ	令和5年改正法による改正前の刑法第178条第1項
準強制わいせつ未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
準強制わいせつ致死、同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第1項
準強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第178条第2項
準強制性交等未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第180条
準強制性交等致死、同致傷	令和5年改正法による改正前の刑法第181条第2項
強盗・強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第241条第1項
強盗・強制性交等致死	令和5年改正法による改正前の刑法第241条第3項
強盗・強制性交等致死未遂	令和5年改正法による改正前の刑法第243条
強制わいせつ未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条
強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第177条
強姦未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条
強姦致死、同致傷	平成29年改正法による改正前の刑法第181条第2項
準強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第178条第2項
準強姦未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条
準強姦致死、同致傷	平成29年改正法による改正前の刑法第181条第2項
集団強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第178条の2
集団強姦未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第179条
集団強姦致死傷	平成29年改正法による改正前の刑法第181条第3項
強盗強姦	平成29年改正法による改正前の刑法第241条
強盗強姦致死	平成29年改正法による改正前の刑法第241条
強盗強姦致死未遂	平成29年改正法による改正前の刑法第243条
常習強盗・不同意性交等	盜犯等防止法第4条
常習強盗・強制性交等	令和5年改正法による改正前の刑法第241条第1項を引用した盜犯等防止法第4条
常習強盗強姦	平成29年改正法による改正前の盜犯等防止法第4条

注1 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）を「令和5年改正法」と表記している。

注2 刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）を「平成29年改正法」と表記している。

注3 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和5年法律第9号）を「盜犯等防止法」と表記している。